

## セクト株式会社(セクトメンバーズ)個人情報保護規定

- 第1条 (目的)  
この規定は、個人の尊厳を保つ上で個人情報保護法ならびに関係法令の定めに従い、葬祭事業において施主となるお客様の情報、当メンバー様の情報の適正な取扱い確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 (定義)  
この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
①個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され、又は認識され得るものを言う。  
②本人 個人情報から認識され、又は認識され得るものを言う。
- 第3条 (会社の責務)  
会社は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護を努めると共に、個人情報保護の為の県、国および市町村の施策に協力するものとする。
- 第4条 (取扱の制限)  
①会社は、次に挙げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。  
1. 思想、信条、宗教 2. 人種、民族 3. 犯罪歴 4. 社会的差別の原因となる社会的身分  
②会社は、前項各号に掲げるもの以外の個人情報であると認められる場合であっても、センシティブな情報が、含まれると認める個人情報については、これを取り扱ってはならない。
- 第5条 (収集の制限)  
①会社は、個人情報を収集するときはあらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。  
②会社は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。  
③会社は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。但し、本人の同意があるときは、この限りではない。
- 第6条 (利用及び提供の制限)  
会社は、個人情報を収集したときに本人に明らかにした取扱い目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。但し本人の同意があるときは、この限りではない。
- 第7条 (安全性、正確性等の確保措置)  
①会社は、個人情報の漏洩、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。  
②会社は、取扱目的に必要な範囲内で、その存在する個人情報を正確、完全かつ細心なものに保たなければならない。
- 第8条 (社員の義務)  
社員は、事業に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第9条 (廃棄)  
会社は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ速やかに、本人に返却するか、又は、廃棄しなければならない。
- 第10条 (自己情報の開示請求)  
会社は、自社が保有する個人情報について、当該個人情報の本人から開示の請求があったときは、本人であることを確認の上それに応ずるものとする。
- 第11条 (自己の訂正請求)  
会社は、自社が保有する個人情報に関して記載された事実について、当該個人情報の本人から訂正の請求があり、本人であることが確認され、当該事実が誤りが有ると認めるときは、それに応ずるものとする。
- 第12条 (苦情の申し出)  
会社は、当該個人情報の本人から個人情報の取扱いについて苦情の申し出を受けたときは、遅滞なく、当該申し出にかかる個人情報取扱について必要な調査を行った上で、当該申し出の処理を行い、その内容を申し出たものに書面で通知しなければならない。
- 第13条 (規定の提示等)  
会社は、入会申込時に、入会希望者に対して当該規定を提示し、かつ重要事項の説明を行わなければならない。
- 付則  
この規定は、平成17年4月1日から実施する。

## セクトメンバーズ規約

SECT

FUNERAL INFORMATION

セクト株式会社

千葉市中央区都町3-21-2 セクトビル3F

代表:043-214-1194

 0120-00-5564

## セクトメンバーズ規約

SECT-191001

### セクト株式会社

#### 第1条 [契約の目的]

この契約は、セクト株式会社(セクトメンバーズ)の趣旨に賛同された方が、葬祭のご利用前に規定の契約金額を納めることによりメンバーズとなりメンバー様が死亡の際、所定の葬祭契約内容を請求する権利を取得し、セクト株式会社(以下、当社という)が葬祭契約内容を提供する義務を負う事を目的とし、お預かり金は葬祭契約内容をご提供の際にその費用に当てることとする。

#### 第2条 [メンバーズの資格]

この契約のお申込者は当社が認めた方ならどなたでも加入できます。

- ①年齢50歳以上の方、及び当社が認めた方。
- ②葬祭契約内容をご利用できる方は原則として、メンバー様とセクトメンバーズ入会申込書の家族情報の欄に記載されている方に限ります。但し、メンバー様の申出により名義変更手続きを行い、メンバーズプランをご利用することも可能です。

#### 第3条 [入会費用]

##### ①メンバーズプラン

プラン名	アムレット	ヴィータ	シェリー	シルヴァ	レガロ	グラティアス
全国平均価格(参考)	450,000円	730,000円	1,000,000円	1,200,000円		
<b>メンバーズ 価格</b>	250,000円	370,000円	500,000円	630,000円	750,000円	930,000円

- ②入会費用支援補助として、メンバーズ価格の一部五万円以上の入会金をお支払いいただくメンバーズ制度もあります。
- ③一部金をお支払いいただいたメンバー様は、葬祭契約内容利用後、各プラン価格からお支払いいただいている入会金を差し引いた残金を納めることとします。

#### 第4条 [入会お申し込み手続き]

- ①メンバーズ加入申し込みは当社所定の申込書及び各プラン別メンバーズ価格(第3条)を納めるものとします。
- ②ご入金の確認日がご入会日となります。

#### 第5条 [メンバーズカードの送付]

当社は、前項の加入申込書により所定の加入手続き終了後、速やかに当社メンバーであることを証する「メンバーズカード」をご加入申込者にご郵送いたします。

#### 第6条 [払い込み方法]

- ①納入金は、加入申込者が銀行又は郵便局に振り込むものとします(金融機関より確認があった方のみメンバーとして登録されます)。
- ②入会費の納入は、下記の銀行へお振込み願います。  
( 千葉興業銀行 小倉台支店 普通口座 1046239 セクト株式会社 )

- ③納入金のお振込み受領書を領収書に替えさせていただきます。
- ④当社口座へのご入金を確認次第、直ちにメンバーズカードを送付させていただきます。

#### 第7条 [長期加入者への特典]

メンバー加入20年以上経過した方で、葬祭契約内容をご利用時、料理、香典返し、又は基本祭壇の割増し等下記料金分をお悔やみとしてご提供させていただきます。但し、名義変更によるご利用の場合はこの特典にはございません。

	アムレット	ヴィータ	シェリー	シルヴァ	レガロ	グラティアス
お悔やみ料	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円

#### 第8条 [葬祭契約内容の保証及び利用の開始]

- ①入会者死亡の場合、第3条に掲げる各プラン相当の葬祭契約内容を保証させていただきます。
- ②加入申込者が所定の入会申込書を受理され、入会金をお振込み納入した日より葬祭契約内容の保証が開始されます。

#### 第9条 [葬祭契約内容の提供]

- ①当社はこの規約に基づく契約が成立し、加入者が葬祭契約内容を受ける場合は、加入申込者又は、相続人と協議の上、当社が葬祭契約をご提供させていただきます。
- ②葬祭契約内容の保証は当社以外で葬祭利用した場合は適用されません。
- ③葬祭契約内容利用の場合消費税が掛かります。
- ④葬祭契約内容をご利用後もお逝去から48日後まで、位牌、仏壇、仏具、墓石、後返しギフトを10%割引にてご提供致します。

#### 第10条 [早期利用費]

セクトメンバーズに加入して6ヶ月未満で葬祭契約内容利用の場合、早期利用の付加金を申し受けます。

##### 早期利用費表

	アムレット	ヴィータ	シェリー	シルヴァ	レガロ	グラティアス
早期利用費	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円

#### 第11条 [会員特典]

第3条に定める入会金を納めたメンバーは、葬儀契約内容利用時に下記の特典を受けられるものとする。

- ・限定生花祭壇の選択(シェリー、シルヴァ、レガロプラン)
- ・火葬式プラン(A、B) プラン金額から5,000円割引

#### 第12条 [万が一のとき]

- ①万が一のときはセクトセレモニー事業部[043-214-1194]もしくは[0120-00-5564]へお電話ください。
- ②年中無休で24時間受け付けております。
- ③病院、医療施設等でお亡くなりになった場合は当社でご遺体の搬送をさせていただきますのでその旨お伝えください。(万が一当社葬祭契約内容の一部をご利用なき場合でも納入金は変わりません。)
- ④葬祭契約内容利用時に「加入者証書」を必ずご提示ください。

#### 第13条 [葬祭契約内容保証外費用]

加入申込者又は、相続人が規約第3条の各プランの金額以上の葬祭内容を希望する場合、超過する費用については、ご負担願います。

#### 第14条 [メンバーズカードの再交付]

メンバーズカードの紛失又は破損をした場合、その旨の届出があれば再交付いたします。但し、この場合は手数料としてカードは300円(税抜)を申し受けま

#### 第15条 [住所変更]

- ①加入申込者は、住所を変更した場合は早急に当社に届け出てください。
- ②加入申込者が、前項①の通知をされなかった場合は最終の住所、連絡場所宛に発した通知は加入申込者に到達したものとみなします。

#### 第16条 [葬祭契約内容提供地域]

当メンバーの葬祭契約内容のご提供できる地域は千葉県内の公営斎場がある地域を基本とします。

#### 第17条 [契約の解除]

- ①この契約は、加入申込者の申し出により解約することが出来ます。
- ②加入者の相互扶助(葬祭契約内容の提供準備品、並びに葬儀運営費用)として組織されるメンバーズ制度につき、解約時の返金は第3条①項メンバーズ価格の二分の一となります。(※)
- ③加入申込者以外の解約の申し出については加入申込者にその意思をご確認させていただきます。この場合、加入申込者の印鑑証明をいただく場合もあります。
- ④当社が加入申込者に対して葬祭契約内容提供ができなくなった場合等、契約の目的を果たせなくなった時は、当社は加入申込者の支払い済み金額全額を返金いたします。

#### 第18条 [クーリング・オフ]

- ①契約日(第6条)から郵送の消印日を含む8日間は無条件に契約を撤回することが出来ます。尚、トラブル防止のため、クーリング・オフは書面(はがき他)にてセクト株式会社メンバーズセンター事務局宛に通知をお願いします。
- ②前項①の場合、既に支払った金額は全額返還を受けることが出来ます。

#### 第19条 [付則]

消費税は、葬祭契約内容提供時の消費税率でお預かりします。葬祭契約内容のご変更をされた場合はその金額の消費税率でお預かりします。

#### 第20条 [お断り]

反社会的勢力関係者のメンバーズ入会はお断りいたします。また、メンバーズ入会后、反社会的勢力関係者と発覚した場合には入会を無条件に解除させていただきます。

#### 第21条 [相談窓口]

お客様相談窓口はセクトメンバーズセンター事務局へお問い合わせください。お客様は、本規約書をよくお読みになり、内容をご確認の上ご入会ください。

フリーコール：0120-00-5564 をご利用ください。 受付時間：月～金 午前10:00～午後4:00

#### 第22条 [委託散骨]

おひとりさまプランで委託散骨を選択された場合は、弊社が然るべき時期に散骨を行い、その後、証明書を発行いたします。

担当者から上記事項の説明を受け入会し、1部受領いたしました。

会社名	セクト株式会社(セクトメンバーズ)
住所	千葉市中央区都町3-21-2 セクトビル3F(〒260-0001)
葬祭本部	043-214-1194
フリーコール	0120-00-5564